

第2回

伊勢崎市LPガス料金負担軽減支援事業募集手引き

令和6年1月

伊勢崎市産業経済部企業誘致課

< 目次 >

1	はじめに	2
2	補助金の申請にあたって	2
3	補助金の概要	
	(1) 目的	2
	(2) 概要	2、3
	(3) 主な手続の流れ	4
4	補助金の交付申請手続	
	(1) 補助金の交付申請	4
	(2) 交付額の通知	4
5	交付決定後の手続	
	(1) 申請の取下げ	5
	(2) 申請内容の変更	5
	(3) 実績報告	6
	(4) 補助金の確定	6
	(5) 補助金の請求	6
	(6) 補助金の支払	6
6	補助金の交付条件	7
7	作成例	
	(1) 値引き額の明示	8
8	提出先	9

1 はじめに

本手引き（以下「手引き」という。）は、「伊勢崎市LPガス料金負担軽減支援事業実施要領」（以下「要領」という。）を補完するため作成するものです。

2 補助金の申請にあたって

伊勢崎市LPガス料金負担軽減支援事業は、公的な資金である国の臨時交付金を財源としており、市としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本補助金の交付を申請される方や交付を受ける方は、要領及び手引きを熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、補助金に係る手続きを適正に行ってくださいようお願いします。

- (1) 本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける利用者の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- (2) 補助金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 市から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- (4) 本補助金の交付決定前に値引きを実施した場合については、補助金の交付対象とはなりません。交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等が提出されないと、補助金は交付されません。
- (5) 本事業の関係書類は、事業終了後5年間（令和11年度末まで）保存しなければなりません。また、市からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- (7) 要領、手引きに記載のない細部については、市からの指示に従うものとします。

3 補助金の概要

(1) 目的

伊勢崎市内で一般家庭や事業所の多くが使用しているLPガスについて、その料金が上昇していることを受け、利用者の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 概要

ア 支援対象事業

供給地点が伊勢崎市内に住所の有するLPガス利用者を対象※1に、令和6年4月請求分から5月請求分の2か月間で、ひと月あたり1,000円の値引きを行ったLPガスの販売事業者に対し、その値引き原資を支援します。

※1 次の場合は支援の対象外です。

- ・供給地点が特定できない場合
- ・供給地点が伊勢崎市外の場合
- ・利用状況が休止状態の場合
- ・利用実績が無い（0 m³）場合
- ・ひと月あたりのガス料金が1,000円（税抜き）に満たない場合
- ・国、県又は市が設置している公共施設で使用している場合

イ 支援対象者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす必要

があります。

《支援対象者の要件》

- ① LPガスの販売事業者であること※1
- ② 市内の利用者に対して値引きを行い、当該事実を明示できること
- ③ 令和6年4月請求分から5月請求分の2か月間における値引きが実施できること
- ④ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること
- ⑤ その他、別紙1「誓約事項等同意書」に該当すること

※1 液化石油ガス法3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法の登録を受けたものであって、一般家庭や事業所にLPガスを販売する者をいう。

ウ 支援対象経費

支援内容	支援金の額
値引き原資の支援	1,000円×LPガス料金の値引きを実施した契約口数×2か月 ※契約口数はメーターの単位とします。
実施のための経費支援	LPガス料金の値引きを実施した契約口数 1件以上1,000件以下の場合 20,000円/月 1,001件以上2,000件以下の場合 30,000円/月 2,001件以上3,000件以下の場合 40,000円/月 3,001件以上4,000件以下の場合 50,000円/月 4,001件以上の場合 60,000円/月

《値引き原資支援の対象例》

- ・4月請求分の元値が5,000円（税抜き）→補助対象
 - ・5月請求分の元値が800円（税抜き）→補助対象外
- ※この例の場合、補助対象となるのは4月請求分のみとなります。

《値引きの実施の例》

- ・ひと月の請求額が税込み2,200円、税抜き2,000円の場合
ガス利用分2,000円（元値）－1,000円（値引き）＝1,000円
消費税＝100円

利用者への請求額＝1,100円

《実施のための経費支援の例》

- ・値引き実施の契約口数が300件とした場合 →ひと月あたり20,000円
- ※20,000円×2か月＝40,000円が実施のための経費支援額となります。

エ 値引きの実施

(ア) 実施期間

令和6年4月請求分から5月請求分までの2か月間とします。

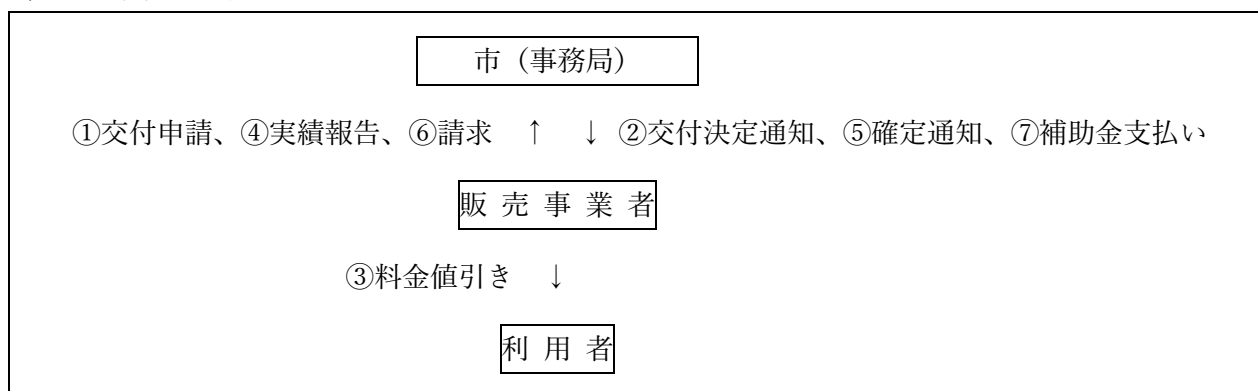
(イ) 値引き額の明示

LPガス料金の値引きを実施した際は、利用者に対して、検針票や作成例（8ページ参照）等により、次の内容を記載する必要があります。

《記載例》

- ・「今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で、1,000円が値引きされています。」

(3) 主な手続きの流れ



4 補助金の交付申請手続

(1) 補助金の交付申請

ア 申請受付期間

令和6年2月19日（月）～令和6年3月22日（金）

申請は、締切りを待たず随時審査を行い交付決定通知いたします。

イ 交付申請の提出書類

交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付（以下「申請書等」という。）し、各1部提出してください。

	添付書類の名称	備考
1	別紙1 誓約事項等同意書	
2	別紙2 補助金交付額計算表・交付額	
3	その他必要書類	（市から指示があった場合）

《注意事項》

- ・提出書類は返却しませんので、申請書等の控え（写し）を保管してください。
- ・市から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかに対応ください。
- ・原則として2か月分をまとめて申請し交付することとしますが、月ごとに補助金の交付を希望する場合は、申請書等を月ごとに作成し提出してもらう必要があります。
- ・審査状況についてのお問合せには回答できませんので、ご了承ください。

ウ 提出方法

申請は電子メール又は郵送によりご提出ください。

エ 提出先

提出先（9ページ参照）に記載の場所に提出してください。

(2) 交付額の通知

交付申請書が要領及び手引きの要件を満たしているか審査し、適当と認められる場合は、補助金の「交付額通知書」を送付します。

交付額通知書を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、通知に記載された交付の条件に従い、支援対象事業を実施してください。

申請内容が適当でないと判断した場合は、交付できない旨を別途通知します。

5 交付決定後の手続

(1) 申請の取下げ

ア 提出が必要な場合

補助金の交付申請を取り下げようとする場合

イ 提出期限

交付決定の日から 20 日以内

ウ 提出書類

取下書（様式第 3 号）を 1 部提出してください。

エ 提出方法

申請は電子メール又は郵送によりご提出ください。

オ 提出先

提出先（9 ページ参照）に記載の場所に提出してください。

(2) 申請内容の変更

ア 提出が必要な場合

交付決定後に交付申請内容を変更しようとする場合

イ 提出期限

速やかに市へ報告の上、指示に従い提出してください。

ウ 提出書類

交付変更申請書（様式第 4 号）に次の書類を添付（以下「変更申請書等」という。）し、各 1 部提出してください。

	添付書類の名称	備考
1	別紙 2 補助金交付額計算表・交付額	
2	その他必要書類	(市から指示があった場合)

《注意事項》

- ・提出書類は返却しませんので、申請書等の控え（写し）を保管してください。
- ・市から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかにご対応ください。
- ・審査状況についてのお問合せには回答できませんので、ご了承ください。

エ 提出方法

申請は電子メール又は郵送によりご提出ください。

オ 提出先

提出先（9 ページ参照）に記載の場所に提出してください。

(3) 実績報告

ア 提出期限

事業完了後、30日以内の実績報告書を提出してください。

イ 実績報告書の提出

実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付(以下「実績報告書等」という。)し、各1部提出してください。

	添付書類の名称	備考
1	別紙2 補助金交付額計算表・交付額	
2	支援(値引き)を行った対象一覧(月ごとに作成)	<記載内容> ①採番 ②対象地点の管理番号 ③値引き実施日 ④値引き前請求額 ⑤値引き後請求額
3	その他必要書類	(市から指示があった場合)

※市が無作為に選んだ対象地点の値引きの事実が確認できるもの(検針票、請求書等)を提出していただきます。

ウ 提出方法

申請は電子メール又は郵送によりご提出ください。

エ 提出先

提出先(9ページ参照)に記載の場所に提出してください。

(4) 補助金の確定

実績報告書が要領及び手引きの要件を満たしているか審査し、適当と認められる場合は、補助金の「交付額確定書」を送付します。

(5) 補助金の請求

請求書を1部提出してください。

ア 提出方法

請求書は郵送又は持参によりご提出ください。

イ 提出先(申請および実績報告の場所とは提出先が異なります。)

住所：〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市役所 産業経済部 企業誘致課

電話：0270-27-2756

FAX：0270-24-5253

メール：kigyoun@city.isesaki.lg.jp

(6) 補助金の支払

請求書到着後、30日以内に指定された口座へ補助金を振り込みます。

6 補助金の交付条件

- (1) 事業者は支援対象事業の経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておいてください。
- (2) 市は必要に応じて事業者から報告を求めることができ、その報告に対して調査することがあります。
- (3) 市は事業者が要領の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (4) 事業者は前3項により補助金の交付決定が取り消された場合は市が指定する期日までに遅滞なく補助金を返還しなければなりません。
- (5) 事業者は支援対象事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

7 作成例

(1) 値引き額の明示

<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>	<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>
<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>	<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>
<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>	<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>
<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>	<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>
<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>	<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>
<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>	<p>今月のLPガス料金については、伊勢崎市の支援で1,000円が値引きされています。</p> <p>年 月 日 (事業者名)</p>

8 提出先

住所：〒105-6905

東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー5階

伊勢崎市LPガス料金負担軽減支援事業事務局

電話：0120-235177（フリーダイヤル）

Email：isesakilp-shien@his-world.com